

平成 21 年
4 月から

介護保険料が変わります

介護保険料の基準額が月 2,721 円に

介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬改定 (+3%) と、介護給付費の自然増を推計し、町でも保険料の見直しを行った結果、保険料基準額で月額 37 円、1.4% のアップとなりました。

新しい保険料は、平成 21 年 4 月から適用されることとなりますが、本人が住民税非課税のうち、公的年金等収入 + 合計所得金額が 80 万円以下の方とそれ以外の方を 2 分化した新しい段階区分となります。

みんなで支え合う介護保険制度を持続していくため、ご理解とご協力をお願いします。

○新しい段階区分と介護保険料

旧段階区分	新段階区分	第 1 号被保険者 (65 歳以上の方)	保険料月額
第 1 段階 1,342 円	→ 新第 1 段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.5 1,360 円
第 2 段階 1,342 円	→ 新第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.5 1,360 円
第 3 段階 2,017 円	→ 新第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で新第 2 段階に該当しない方	基準額 × 0.75 2,040 円
第 4 段階 2,684 円	→ 新第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方	
		①公的年金等収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.85 2,312 円
		②上記に該当しない方	基準額 2,721 円
第 5 段階 3,358 円	→ 新第 5 段階	本人が住民税課税で前年の所得金額が 200 万円未満の方	基準額 × 1.25 3,401 円
第 6 段階 4,025 円	→ 新第 6 段階	本人が住民税課税で前年の所得金額が 200 万円以上の方	基準額 × 1.5 4,081 円

○保険料の納め方

保険料は、年 6 回 (4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月) に分けて納付します。

納付の方法は、年金から差し引かれる「特別徴収」と納付書により直接納める「普通徴収」に区分され、年金の年額が 18 万円以上の方は原則特別徴収となります。

普通徴収の方は、口座振替も利用できますので、金融機関の窓口でお申し込み下さい。

※ 保険料を滞納すると、サービスにかかる費用を全額負担しなければならなくなったり、サービスを受けられなくなりますので、納め忘れのないようご注意ください。

詳しくは、保健福祉課までお問い合わせください。 ☎ 37-2114

「水守人の会」をアサヒビールが活動支援!



4 月 17 日、水守人ミーティングや炭焼体験などを実施している町内の任意団体「水守人の会」が、アサヒビールの社会貢献活動の一環である「エコマイレージ」のポイントを活用した寄付金を受けることになり、アサヒビール株式会社仙台支社長から贈呈を受けました。

「エコマイレージ」とはアサヒビールの社員が生産・営業拠点近隣のゴミ拾いや各 NPO 団体と共同した社会貢献活動などのボランティア活動をすることによりたまったポイントをもとに算出した金額を、当該地域の社会貢献活動に寄付することを目的とした活動です。

町内の企業紹介⑰

旅行村運営友の会

〒989-0504 七ヶ宿町字上ノ平 29
TEL・FAX 37-2134

当キャンプ場は、横川地区にあり 4 月末から 11 月末までの期間営業を行っており、県内外からお客様が来て利用していただいております。また毎月、親子体験キャンプを実施し、経験のある方から経験のない方まで参加を募集して、キャンプの楽しさを味わっていただいております。町内でも是非参加したいという方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

キャンプ場周辺には長老湖までの遊歩道があり、途中「やまびこ吊り橋」を渡る際の不忘山の姿は絶景です。そして管理棟裏の冷たい湧き水を飲むと心が癒やされます。みなさんも当キャンプ場に遊びに来てください。



軽自動車税の減免について

一定の障害等級以上の身体障害者等の方が所有する軽自動車で、もっぱら通学 (通所)・通院又は仕事のために使用する車両は、申請により軽自動車税の減免を受けられます。

なお、普通自動車税 (県税) の減免を受ける場合は、軽自動車税の減免を受けることができませんので、ご注意ください。

申請期限 5 月 25 日 (月)

申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳等
- ・運転免許証
- ・車検証
- ・印鑑

詳しくは、税務課までお問い合わせください。
☎ 37-2193